

令和5年3月9日

## 吸収合併に係る事前備置書面（変更）

東京都台東区台東一丁目5番1号  
凸版印刷株式会社  
代表取締役社長 磨 秀晴

当社は、令和4年12月8日付で当社と株式会社ブルックマンテクノロジーとの間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和5年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ブルックマンテクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしましたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき令和5年1月11日付「吸収合併に係る事前備置書面」のとおり開示を行いましたが、当該開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第191条第7号に基づき、下記のとおり変更するとともに、別紙3を添付のとおり変更します。なお、本書面においては、変更事項のみを開示しております（下線は変更箇所）。

### 記

#### 3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

##### （変更前）

株式会社ブルックマンテクノロジーの発行する新株予約権については、取得条項に基づき、本件合併の効力発生に先立ち株式会社ブルックマンテクノロジーが無償で取得し、消却する予定のため、当社は、株式会社ブルックマンテクノロジーの発行する新株予約権に係る新株予約権者に対し、本件合併に際して、当社の新株予約権又は金銭の交付は行いません。また、株式会社ブルックマンテクノロジーは、新株予約権付社債は発行していません。

##### （変更後）

株式会社ブルックマンテクノロジーの発行する新株予約権については、取得条項に基づき、本件合併の効力発生に先立ち株式会社ブルックマンテクノロジーが無償で取得し、消却したため、当社は、株式会社ブルックマンテクノロジーの発行する新株予約権に係る新株予約権者に対し、本件合併に際して、当社の新株予約権又は金銭の交付は行いません。また、株式会社ブルックマンテクノロジーは、新株予約権付社債は発行していません。

以上

### 別紙 3

凸版印刷株式会社において最終事業年度の末日後に  
重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況  
に重要な影響を与える事象の内容

#### 1. 自己株式の取得

凸版印刷株式会社（以下、「当社」）は、2022年2月9日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得しました。

(1) 取得した株式の種類	普通株式
(2) 取得した株式の総数	9,033,800 株
(3) 株式取得価額の総額	19,999,934,600 円
(4) 取得方法	市場買付け
(5) 取得期間	2022年2月10日から2022年10月31日まで (約定ベース)

#### 2. フォトマスク事業の会社分割による分社化

当社は、2022年4月1日に、当社の完全子会社として新たに設立した株式会社トッパンフォトマスク（以下、「トッパンフォトマスク」）に対して、当社及び当社の完全子会社である株式会社トッパンエレクトロニクスプロダクツが営む半導体用フォトマスク事業を吸収分割の方法で承継させたうえ、トッパンフォトマスクの株式の49.9%をインテグラル株式会社が運用アドバイザーを務める投資ファンドに譲渡いたしました。

#### 3. 保有する投資有価証券の一部を売却

当社は、2022年9月2日付取締役会決議に基づき、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議し、投資有価証券売却益（特別利益）が発生しました。

(1) 売却投資有価証券	当社保有の上場有価証券	1 銘柄
(2) 投資有価証券売却益		434 億円
(3) 投資有価証券売却益の発生日		2022年9月2日

#### 4. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2022年6月29日開催の取締役会の決議に基づき、下記のとおり自己株式の処分を行いました。

(1) 処分期日	2022年7月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	甲の普通株式 41,763 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,328 円

- (4) 処分総額 97,224,264 円
- (5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数  
当社の取締役（社外取締役を除く。）6名 20,106 株  
当社の執行役員 12名 21,657 株

5. セキュア事業の会社分割による分社化

当社は、当社の完全子会社であるトッパン・フォームズ株式会社（以下、「トッパン・フォームズ」）との間で、2022年11月24日付けで締結した吸収分割契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、トッパン・フォームズを吸収分割承継会社とし、当社の情報コミュニケーション事業本部セキュア事業部が営む事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行います。

6. 持株会社体制への移行に向けた会社分割及び定款変更

当社は、2023年3月9日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に向けて、2023年10月1日（予定）をいずれも効力発生日として、(i)当社がその営む一切の事業（但し、グループ経営管理事業（当社が株式又は持分を保有する会社等の事業活動に対する支配又は管理並びにグループ経営戦略としての新事業開発に必要な業務及び当社を上場会社である持株会社として運営するために必要な業務に係る事業を含みます。）及び当社のDXデザイン事業部が営む事業を除きます。）に関して有する権利義務の一部を、別途2023年4月27日に締結予定の吸収分割契約に従い、当社の完全子会社かつ分割準備会社として設立した TOPPAN 株式会社（以下、「TOPPAN」）に対して、TOPPAN の普通株式を対価として承継させる吸収分割（以下、「吸収分割①」）をすること、(ii)当社がその DX デザイン事業部が営む事業に関して有する権利義務の一部を、別途2023年4月27日に締結予定の吸収分割契約に従い、当社の完全子会社かつ分割準備会社として設立した TOPPAN デジタル株式会社（以下、「TOPPAN デジタル」）に対して、TOPPAN デジタルの普通株式を対価として承継させる吸収分割（以下、「吸収分割②」）をすること、及び(iii)当社の商号を TOPPAN ホールディングス株式会社に商号変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する定款変更（以下、「本定款変更」）を行うことを決議しました。

吸収分割①は、2023年6月29日開催予定の第177回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）において別途2023年4月27日に締結予定の吸収分割契約の承認に係る議案及び本定款変更に係る議案が承認可決されること並びに必要な応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、吸収分割②は、吸収分割①の効力が生ずること及び必要な応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、それぞれ実施する予定です。また、本定款変更

は、本定時株主総会において本定款変更に係る議案が承認可決されること及び吸収分割①の効力が生ずることを条件として実施する予定です。

以上